

議案第76号

日野町監査委員条例の一部改正について

日野町監査委員条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

日野町長 埴田 淳一

## 日野町監査委員条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年5月8日法律第19号)の施行及び、日野町簡易水道事業会計と日野町下水道事業会計の運用が令和6年4月1日から開始することに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

(1) 地方自治法の改正により、地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とし、適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定が追加された。

この法改正に伴い、日野町監査委員条例(昭和45年日野町条例第8号。以下、「条例」という)第6条において引用する条項の条ずれが発生するため、当該箇所について所要の改正を行う。

併せて、同条に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)」を追加する。

(2) 条例第10条第1項に地方公営企業法第30条第2項「地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。」を追加する。

### 3 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する

日野町監査委員条例の一部を改正する条例

日野町監査委員条例(昭和45年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算及び書類等の審査)</p> <p>第10条 町長は、次の各号に掲げる決算及び書類等を、翌年度10月までに委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。</p> <p>(1) 法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び書類等の書類</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算及び書類等の審査)</p> <p>第10条 町長は、次の各号に掲げる決算及び書類等を、翌年度10月までに委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。</p> <p>(1) 法第233条第2項の規定による決算及び書類等の書類</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。